

「未来応援基金」の概要

1 目的

公立大学法人大分県立看護科学大学開学 20 周年記念を契機に、未来を担う学生を応援していただけるよう、学内外の皆さまから広く寄附金を募り、それを原資とする「未来応援基金」を設置し、学業の継続、地域連携の更なる充実、国際化・グローバル化への対応等、学生・大学院生の活動を支援し、その充実を図る。

2 使途

皆さまからいただいたご寄附は、学生・大学院生の支援のため、下記用途に活用させていただきます。

- (1) 学業の継続（奨学金の給付、授業料等の減免等）
- (2) 地域連携（地域貢献活動の支援、地域の保健医療機関での研修支援、自治体・地域・企業と連携した研究教育等）
- (3) 国際化・グローバル化への対応（短期留学、国内外での活動、研修派遣等）
- (4) その他、基金の目的達成に必要な学生・大学院生の活動支援

※ ご希望の事業等がございましたら申込時に記入してください。寄附額の半額相当を可能な限りご希望の用途に活用させていただきます。

3 ご寄附をお願いする方

基金の趣旨にご賛同くださる方ならどなたでもご寄附いただけます。

4 寄附金額

金額は特に定めておりません。1口1,000円として何口でも可能です。

※有価証券等、土地、建築建物のご寄附、遺贈による寄附につきましては、事務局までご相談ください。

5 顕彰

ご寄附いただきました方々への感謝の気持ちを込めまして、次のような御礼をご用意いたしております。（金額はご寄附の累計額）

1 ご芳名の記録・・・全員

寄附者様のご芳名を、大分県立看護科学大学への貢献者として、本学ホームページや広報誌等に氏名・会社（団体）名を掲載させていただきます。希望されない場合はお申し出ください。

2 感謝状の贈呈・・・10万円以上の寄附者様

3 奨学金の設置等を目的として、一定額以上寄附される場合、御芳名等を付した冠事業を設定。

6 ご寄附の方法

- (1) ホームページからお申し込みいただくか、本学事務局まで電話にてご連絡をお願いします。
- (2) 大分県立看護科学大学未来応援基金資料（「寄附申込書」、「振込用紙」同封）を折り返し送付させていただきます。
- (3) 「寄附申込書」に必要事項をご記入の上、郵送、メール又はFAXで事務局総務グループ宛にお送りください。
- (4) 「振込用紙」にて最寄りの金融機関でお振り込みください（振込手数料は本学が負担します）。

■お問い合わせ先■

大分県立看護科学大学未来応援基金事務局（大学事務局総務グループ内）

〒870-1201

大分市大字廻栖野 2944-9

TEL : 097-586-4300（代表） FAX : 097-586-4370

E-mail : somu@oita-nhs.ac.jp

7 基金の管理運営方法

皆さまからいただいたご寄附は法人において、適切に管理運営いたします。また、透明性を確保するために管理運営の状況をホームページ等で公開いたします。

8 個人情報の保護

本基金のためにご提供いただいた個人情報は、寄附金收受業務及び寄附募集に関する業務のみに使用し、ご本人の同意を得ずに第三者に情報提供することはいたしません。

9 税制上の優遇措置

大分県立看護科学大学へのご寄附につきましては、個人、法人それぞれ税制上の優遇措置を受けることができます。

(1) 個人の場合

① 所得控除

- ・ 本学への寄附金は、所得税法上の寄附金控除の対象となる特定寄附金（所得税法第78条第2項第2号）として、「寄附金控除」の対象になります。
- ・ 具体的には、寄附金額が2千円を超える場合、寄附金額から2千円を減じた金額が当該年の所得から控除されます。

ただし、寄附金の額が総所得金額等の40%を上回る場合は、40%が限度となります。

② 個人住民税の控除

- ・ 「所得税で寄附金控除の対象となる寄附金のうち、都道府県・市町村が条例により指定した寄附金（指定寄附金）」について、個人住民税の寄附金控除（税額控除）の対象となります。
- ・ 具体的には、2千円を超える部分に税額控除率を乗じた額について税額が控除される。
 - 都道府県民税 (寄附額 - 2,000円) × 4%
 - 市区町村民税 (寄附額 - 2,000円) × 6%
- ・ 詳しくは、お住まいの県又は市町村の住民税担当課にお問い合わせください。

(2) 法人の場合

法人税法第37条第3項第2号の規定に基づき、全額損金算入となります。

(3) 優遇措置を受ける手続きについて

確定申告の際に、本学が発行する「寄附金領収証明書」を添えて税務署に確定申告してください。個人住民税の寄附金控除のみを受ける場合は市区町村に申告してください。

なお、「寄附金領収証明書」は寄附金のご入金を確認次第お送りいたします。

10. その他

※寄附金受入れの制限

下記の条件が付されている寄附金は受入れできません。

- ・ 寄附金により取得した財産を無償で寄附者に譲与すること。
- ・ 寄附金により学術研究の結果得られた特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び著作権その他これらに準ずる権利を寄附者に譲渡し、または使用させること。
- ・ 寄附金の使用について寄附者が会計検査を行うこととされていること。
- ・ 寄附申し込み後、寄附者がその意志により寄附金の全額または一部を取り消すことができること。
- ・ その他理事長が特に大学運営上支障があると認める条件。